

費目	人件費	No. 3
----	-----	-------

納入告知書 納付書 領収証書

厚生労働省年金局 (広島県)	
納付書番号: 00064743	年金納付書番号: 6375
年度: 5	納付月: 6
納付日: 令和5年7月31日	納付期: 令和5年7月19日
健康保険料: 39170円	厚生年金保険料: 65880円
子ども・子育て支援給付金: 1296円	子ども・子育て支援給付金: 1296円
納付目的: 健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て支援給付金	令和5年度内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計
事業所整理番号: 77727	事業所番号: 01567
収納票番号: 00500	納付番号: [REDACTED]
納付場所: 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構	広島県 年金事務所
延滞金の (健康保険法第181条、同法第182条、厚生年金保険法第87条、同法第88条第1項第14号、子ども・子育て支援法第71条) 納付方法	延滞金の (健康保険法第181条、同法第182条、厚生年金保険法第87条、同法第88条第1項第14号、子ども・子育て支援法第71条) 納付方法
歳入徴収書	厚生労働省年金局事業管理課長
730-8586 広島市中区 国泰寺町 1-6-34	広島市議会公明党 2643 77-ヒロ 01567 090506
出①納 5.7.25 広島銀行 大手町支店 (納付者様)	上記の合計額を領収しました。(領収日付等)

年金事務所窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書 (納付書) は Pay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派 社会保険料 6月分 会派 52,525円 個人 52,525円
52,525+1,296 (子ども・子育て拠出金) =53,821円

1枚 7/25

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 4
----	-----	-------

納入告知書 納付書* 領収証書

厚生労働省年金局 (広島県)	
年金特別会社 内閣府及び厚生労働省所管	取得庁番号
5 0343 6375	00064743
令和 5年 7月分	令和 5年度
納付期限 8月31日	納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て支援給付金
納付金額 80,587円	子ども・子育て支援給付金 子ども・子育て支援給付金 2667円
健康保険料 80,587円	厚生年金保険料 135,603円
事業所識別番号 77121	合計額 千 百 十 萬 千 百 十 円 1 2 1 8 8 5 7
事業所番号 01567	証券受領 全部 一部
収納機関番号 00500	納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、輸入代理店又は日本年金機構
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、輸入代理店又は日本年金機構	広島県 年金事務所 〒730-8586 広島市中区 国泰寺町 1-6-34 広島市議会公明党 2643 77-121 01567 090507 様
延滞金の 租税外に課税されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第131条、同法第132条、厚生年金保険法第87条、同法第88条第1項第1号、子ども・子育て支援法第71条) 并納の項目の順序は、元金に次いで、延滞金に充てる。 繰入金徴収書	上記の合計額を領収しました。 (領収日付等) 出③納 5. 8. 25 広島銀行 本町支店

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書 (納付書) はPay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派 社会保険料 賞与分+7月分 会派 108,096円 個人 108,094円
108,096円+2,667円 (子ども・子育て支援給付金) =110,763円

110,763円

21枚

8/25

費目	人件費	No. 5
----	-----	-------

納入告知書 納付書 領収証書

年度 5		年金特別会計 6375		取扱い番号 00064743		厚生労働省年金局 (広島県)		厚生保険	
令和 5年 8月分		健康保険料 39170		厚生年金保険料 65880		子ども・子育て支援制度 1296		pay-easy	
令和 5年 10月2日 令和の10月2日 納付してください。		健康保険料 39170		厚生年金保険料 65880		子ども・子育て支援制度 1296		納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て支援制度	
令和 5年 9月20日		健康保険料 39170		厚生年金保険料 65880		子ども・子育て支援制度 1296		令和 5年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計	
事業所管理配号 77727		事業所番号 01567		納付番号 00500		合計額 千 百 十 万 千 百 十 円 1 0 6 3 4 6		証書受領 全部 一部	
取扱い番号 00500		納付番号 00500		納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、蔵入代理店又は日本年金機構		広島県 年金事務所 所管内に支店がなかった場合は、延滞金の納付を要します。 (健康保険法第181条、同法第182条、厚生年金保険法第77条、同法第78条第1項第1号、子ども・子育て支援法第71条) 并済の両方の場合は、元本に充て、次いで延滞金に充てて、 歳入徴収官		上記の合計額を領収しました。 (領収日付表) 出納 5. 9. 26 広島銀行 大野町支店 (納付者渡し)	
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、蔵入代理店又は日本年金機構		広島県 年金事務所		730-8586 広島市 中区 国泰寺町 1-6-34		広島市議会公明党 2643 77-727 01567 090508		様	
延滞金の 計算方法 并済の両方の場合は、元本に充て、次いで延滞金に充てて、 歳入徴収官		厚生労働省年金局事業管理課長		643 77-727 01567 090508		様		翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

備考

会派 社会保険料 8月分 会派 52,525円 個人 52,525円
52,525+1,296 (子ども・子育て拠出金) =53,821円

費 目	人件費	No. 6
-----	-----	--

納入告知書 納付書・領収証書

令和 5 年 9 月分

納付期限

令和 5 年 10 月 31 日

令和 5 年 10 月 20 日

厚生労働省年金局 (広島東)

厚生年金保険料

子ども・子育て支出金

0343

6375

39170 円

5

00064743

65880 円

1296 円

納付目的

健康保険料

厚生年金保険料

子ども・子育て支出金

令和 5 年度

内閣府及び厚生労働省所管

年金特別会計

厚生年金保険料

子ども・子育て支出金

65880 円

1296 円

77727

00500

01567

納付番号

77727

00500

01567

納付番号

77727

00500

01567

納付番号

77727

00500

01567

納付番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、輸入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所

証書の宛先 納付書に記載されたときは、証書の納付を要します。

計算方法 健康保険法第181条、同法別表第9条、厚生年金保険法第67条、同法別表第17条の14、子ども・子育て支出金(第71条)

非課税の範囲は、元金に充て、次いで増徴金に充てる。

納入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

730-8586 広島市 中区 国泰寺町

1-6-34

広島市議会公明党

2643 77-777 01567 090509

様

出⑫納

5.10.25

広島銀行

広島支店

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)

要年度 5 月 1 日以降年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

この納入告知書 (納付書) は Pay-easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派 社会保険料 9 月分 会派 52,525 円 個人 52,525 円

52,525 + 1,296 (子ども・子育て拠出金) = 53,821 円

1枚 10/25

人件費

級

--	--

納付期限 令和5年11月30日 右記のとおり納付ください

事業所整理	7772	収納機関番号
-------	------	--------

厚生労働省年金事業管理課長

(領収日付券)

出④納

5.11.27

広島銀行
大手町支店

(領付半紙)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの簡便証書により領収することはありません。
この納入告知書（納付書）は Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができま

会派 社会保険料 10 月分 会派 52,525 円 個人 52,525 円
52,525+1,296 (子ども・子育て拠出金) =53,821 円

費 目	人件費	No. 2
-----	-----	-------

納入告知書 納付書[※] 領収証 書

國庫金

[illegible]

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

備考

会派 社会保険料 11 月分 会派 52,525 円 個人 52,525 円
52,525+1,296 (子ども・子育て拠出金) =53,821 円

費 目

人件費

No.

9

納入告知書 納付書・領収証書

厚生保険

国庫金

厚生労働省年金局（広島東）



納付
目
年
月
日
令和5年12月31日
令和6年1月31日
令和6年1月22日

年度 5 年金特別会計 6375 00064743

健康保険料 80587

厚生年金保険料 135603

子ども・子育て支援助定 2667

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て支援助定

事業所整理番号 77727
現納機番 00500
事業所番号 01567
納付番号
確認番号

証券受領
全部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 2 1 8 5 7

令和5年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

730-8586 広島市 中区 国蔡寺町
1-6-34
広島市議会公明党
2643 77-727 01567 090512
様

上記の合計額と領収しました。
6.1.26
広島銀行
大宇町支店
(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の領収書により領収書に印字された金額は、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派 社会保険料 賞与分+12月分 会派 108,096円 個人 108,094円
108,096円+2,667円（子ども・子育て排出金）=110,763円

110,763円

1枚/26

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 10
----	-----	--------

納入告知書 納付書*領収証書

年度 令和 6 年 1 月分		年次特別会計 厚生労働省年金局 (広島県)	取扱い番号 00064743
納付期限 令和 6 年 2 月 29 日 右記のとおり納付してください。		健康保険料 39170 円	厚生年金勘定 65880 円
事業所整理記号 77727		事業所番号 01567	納付番号 00500
収納票番号 00500		納付番号 01567	納付金額 1296 円
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、購入代理店又は日本年金機構 広島県 年金事務所		証券受領 全部	合計 1296 円
延滞金の 印刷内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (国民健康保険法第181条、同法別則第9条、厚生年金保険法第57条、同法別則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。		内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計	令和 5 年度
成入額収書 厚生労働省年金局事業管理課長		730-8586 広島市 中区 国泰寺町 1-6-34	6.2.22 広島銀行 大野町支店
上記の合計額を領収しました。		(納付者蓋し)	

年金事務所窓口以外で、日本年金機構の機関がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書 (納付書) は Pay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派 社会保険料 1 月分 会派 52,525 円 個人 52,525 円
52,525+1,296 (子ども・子育て拠出金) =53,821 円

1枚 2/2

費 目

人件費

納入告知書 納付書^{*} 領収証書

厚生保險

金庫

U

双极序名

厚生労働省年金局（広島東）

取扱い番号

中國府及印度生勞務省所管

00064743

6375

6

令和6年
3月分
毎月
納付金

令和6年

4月30

令和6年
10月

事業所整理
4月1日

77722

收納機關番号	
--------	--

00500

納付場所 日

延滞金の期
計算方法

岡井

歲入徵收官

玉璽

平金事務所の窓口は

この州人皆知書（網付書）

備考

会派 社会保険料 賞与分+3月分 会派 73,308 円 個人 73,312 円
73,308 円+1,814 円（子ども・子育て拠出金） 75,122 円

75,122 円

1枝 20